

【草津町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	2 6 7 人	2 5 0 人	2 3 8 人	2 3 4 人	2 2 3 人
② 予備機を含む 整備上限台数	3 0 7 台	2 8 7 台	—	—	—
③ 整備台数 (予備機除く)	—	2 5 0 台	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	2 5 0 台	—	—	—
⑤ 累積更新率	—	1 0 0 %	—	—	—
⑥ 予備機整備台数	—	2 0 台	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	2 0 台	—	—	—
⑧ 予備機整備率	—	7%	—	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に購入により整備した端末を、5 年が経過する令和 7 年度末までに更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：3 5 5 台

○処分方法

- ・予備機としての再利用や公共施設などでの再利用を検討する。
- ・再利用が困難な端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者や、資源有効利用促進法の製造事業者
に再使用・再資源化の委託、またはメーカーによる無償引き取りサービス等の利用を検討する。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

⊙処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 7 年 9 月 使用済み端末の再利用検討

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 8 月 使用済み端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

- ・特になし